

「ITSスポット」ロゴ使用規程

1. 目的

本規程は、ITSスポットのロゴ（以下「ITSスポットロゴ」という。）について、その使用方法、使用手続き等を定め、ITSスポットロゴの適正な使用を通じてITSスポットサービスの認知度向上やサービス利用者の混乱を回避し、もってITSスポットサービスの普及促進に寄与することを目的とする。

2. 使用許可

- (1) ITSスポットロゴの使用を希望する者は、ITSスポットロゴ使用許可申請書（様式1）を国土交通省道路局に提出し、その許可を受けなければならない。
- (2) 国土交通省道路局は、(1)の申請に係るITSスポットロゴの使用が、ITSスポットサービスの普及促進に資すると認められ、かつ、その使用目的が次の要件のいずれかに該当する場合には、様式1（ITSスポットロゴ使用許可申請書／使用許可書）の写しを捺印して、申請者に交付する。
 - ① ITS車載器、ITSスポット路側機器、ITSスポット対応カーナビ等ITSスポットサービスに関連する商品／部品製造者。
 - ② ITSスポットサービスの安全、円滑な運用若しくは普及促進又はITSスポットサービスの利用者の利便に資する事業又は業務に関して使用されるものであること。
- (3) 有料道路事業者及び各地方整備局等の道路部局は、許可を受けずに、ITSスポットロゴを使用することができる。

3. 使用方法等

- (1) ITSスポットロゴを使用する者（以下「ITSスポットロゴ使用者」という。）は、本規程、使用許可書に付された使用条件及び「ITSスポットロゴマニュアル」（以下「本規程等」という。）を遵守し、ITSスポットロゴを適正に使用しなければならない。
- (2) ITSスポットロゴ使用者は、ITSスポットロゴを自ら積極的に使用するとともに、小売店等に使用を促すなどにより、ITSスポットサービスの普及促進に努めるものとする。
- (3) ITSスポットロゴを商品等に表示する場合には、当該商品等又はその製造者等の名称、商標等を併せて表示するなど、ITSスポットロゴが当該商品等の名又は商標と誤認されないよう配慮するものとする。
- (4) ITSスポットロゴ使用者は、自らITSスポットロゴを使用するほか、当該商品等を供給し、又は委託する小売店、セットアップ店等（以下「小売店等」という。）にITSスポットロゴを使用させることができる。この場合、ITSスポットロゴ使用者は、その責任で、小売店等に本規程等を遵守させなければならない。

4. 状況報告

(1) 国土交通省道路局は、ITSスポットロゴの使用者に、様式2（ITSスポットロゴ使用状況報告書）により、使用状況の報告を求めることができる。

(2) 本規程に基づくITSスポットロゴの正当な使用に関する第三者との紛争については、国土交通省道路局が一切の責任を負うものとする。

ITSスポットロゴの使用者は、ITSスポットロゴの使用に関し、第三者と紛争が生じた場合又は紛争が生じる恐れがある場合には、その状況を速やかに国土交通省道路局に報告しなければならない。

5. 許可の取り消し等

(1) 国土交通省道路局は、ITSスポットロゴ使用者が次のいずれかに該当した場合には、ITSスポットロゴの使用許可を取り消し、期間を限って使用を停止させ、使用の方法若しくは目的を制限し、又はその者に対しITSスポットロゴを使用した商品等の回収若しくは廃棄等を求めることができる。この場合、ITSスポットロゴ使用者は、正当な理由なくこれを拒むことができない。

①本規定等に違反してITSスポットロゴを使用したとき

②ITSスポットロゴを使用した商品等がITSスポットサービスの普及促進に支障を及ぼす恐れがあるとき又はITSスポットロゴを公序良俗に反する方法で使用したとき。

(2) 国土交通省道路局は、(1)の措置を講ずるときは、あらかじめ当該ITSスポットロゴ使用者の意見を聞かなければならない。

(3) 有料道路事業者及び各地方整備局等道路部局は、ITSスポットの運用に著しい支障があると認められる場合、その他特に必要がある場合には、特定のITSスポットロゴ使用者に対し(1)の措置を講ずるよう、国土交通省道路局に求めることができる。

6. 損害賠償

ITSスポットロゴの使用者はITSスポットロゴの使用に関し国土交通省道路局に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければならない。

7. 許可の期間

ITSスポットロゴの使用許可の期間は、国土交通省道路局が許可書を交付した日から1年とする。この期間満了の日の1カ月前までに国土交通省道路局又はITSスポット使用者の双方から何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とし、以後この例による。

8. 管轄裁判所

本規程によるITSスポットロゴの使用に関し、国土交通省道路局とITSスポット使用者との間に紛争が生じた場合の管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。